

道路運送法等の一部改正に伴う 市町村運営有償運送について

1. 自家用有償旅客運送の種類

①市町村運営有償運送 ②福祉有償運送 ③公共交通空白地有償運送

2. 改正の概要

- ・実施主体の追加（第 48 条関係）
営利を目的としない「権利能力なき社団」についても実施主体と認められた。
- ・旅客範囲の拡大（第 49 条関係）
地域の交通が著しく不便であること、その他の交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの訪問者等も運送できるよう改められた。

3. 菰野町が検討している運送方法と実施主体

当町では、公共交通空白地有償運送の導入を検討している。この実施主体には、NPO、一般社団法人又は一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、社会福祉法人、商工会議所、商工会及び権利能力なき社団等があるが、当町の実施主体については、既に福祉有償運送を実施している社会福祉法人菰野町社会福祉協議会を中心に、地域住民の方が共有の車を使って行う（のりあい車）運送を検討している。

4. 登録の流れ

